

社会福祉法人三和みつなみ会

ディサービスセンターみどりの丘

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第0874301013号)

当事業所は、ご契約者（利用者）に対して通所介護・第1号通所事業の各サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」「事業対象者」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 非常災害対策について	7
7. 虐待の防止について	7
8. 緊急時及び事故発生時の対応	7
9. 苦情の受付について	7
10. 第三者による評価の実施状況について	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人三和みつなみ会
(2) 法人所在地 茨城県古河市東山田4796番2地
(3) 電話番号 0280-78-1000
(4) 代表者氏名 理事長 並木 恭之
(5) 設立年月 平成7年9月28日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 通所介護・第1号通所事業
平成17年8月1日指定 茨城県0874301013号
- (2) 事業所の目的
通所介護・第1号通所事業は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンターみどりの丘
(4) 事業所の所在地 茨城県古河市尾崎3373番
(5) 電話番号 0280-75-0550
(6) 事業所長の氏名 福島 直美
(7) 当事業所の運営方針
・利用者の身体状況や要望に即した適切なサービスの提供
・家族との連携により利用者の生活意欲の向上を図る
- (8) 開設年月 平成17年8月1日
(9) 利用定員 45人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 茨城県古河市、結城市、八千代町
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝祭日、年末年始を含む）
営業時間	8:00～17:30
サービス提供時間 (送迎等を除く)	9:20～16:30

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して通所介護・第1号通所事業の各サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

<主な職員の配置状況>

職種	サービス提供時間帯における人員	
	配置人員	基準人員
1. 事業所長（管理者）	1名	1名

2. 生活相談員	2名	2名以上
3. 介護職員	7名	7名以上
4. 看護職員	2名	2名以上
5. 機能訓練指導員	1名	1名以上

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、介護給付の利用者負担割合の判定に応じて、9割又は8割又は7割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 入浴

◇入浴又は清拭を行います。寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

◇利用者の排せつの介助を行います。

③ 機能訓練

◇機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④ 健康状態の確認・口腔機能の改善

◇看護職員が健康状態をチェックします。また必要に応じて口腔機能の維持、向上のためのサービスを実施します。

⑤ レクリエーション、行事

◇月毎の誕生会や季節の行事等を実施します。

⑥ 送迎

◇車椅子の移送が可能な専用車輪にて送迎を行います。

<サービス利用料金>（契約書第6条参照）

下記の料金表により、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。サービスの利用料金は、利用者の要介護度及び負担割合に応じて異なります。

【通所介護サービス費】(1回あたり) ※大規模型通所介護費Ⅱ(7~8時間)に該当

区分	利用料金	1割負担の場合	
		給付額	自己負担額
①基本利用料	要介護1	6,070円	5,463円 607円
	要介護2	7,160円	6,444円 716円
	要介護3	8,300円	7,470円 830円
	要介護4	9,460円	8,514円 946円
	要介護5	10,590円	9,531円 1,059円
②加算	入浴介助加算Ⅰ(該当者のみ)	400円	360円 40円
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円	54円 6円
(3) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ(上記①+②の9.0%)・・・(①+②) ×0.09			
(4) ①~③に地域区分割増(2.7%)を加える・・・(①~③の合計) ×1.027=利用料合計 ※注			

【第1号通所事業 介護予防通所サービス費】(1ヶ月あたり) [古河市]

区分	利用料金	1割負担の場合		
		給付額	自己負担額	
①基本利用料	事業対象者、要支援1	18,970円	17,073円 1,897円	
	事業対象者、要支援2	36,530円	32,877円 3,653円	
②加算	サービス提供体制強化加算Ⅲ	事業対象者、要支援1	240円 216円 24円	
		事業対象者、要支援2	480円 432円 48円	
(3) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ(上記①+②の9.0%)・・・(①+②) ×0.09				
(4) ①~③に地域区分割増(2.7%)を加える・・・(①~③の合計) ×1.027=利用料合計 ※注				

[利用料金は1回あたりではなく、1ヶ月あたりの定額制となります。]

【第1号通所事業 ミニデイ型通所サービス費】(1回あたり)

区分	利用料金	1割負担の場合	
		給付額	自己負担額
①基本利用料	事業対象者、要支援1・2	2,950円	2,655円 295円
② ①に地域区分割増(2.7%)を加える・・・①×1.027=利用料合計	※注		

[古河市在住の方を対象とした3時間程度のサービスです。]

※注 上記各料金表の利用料合計は、端数を切り上げた額が自己負担額の目安となります。実際の自己負担額は1ヶ月ごとに国の定める計算方法により端数処理を行いますので、数円の誤差が生じる場合があります。

- ☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいつたんお支払いいただきます。要介護、要支援又は事業対象者の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記②①参照）
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事

◇当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

◇利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

◇利用料金：1食あたり700円

【食事時間】昼食12:00～13:00

② 通常の事業実施地域外への送迎

◇通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスをご利用になる場合には、送迎費用として下記の料金をご負担いただきます。

◇利用料金：通常の事業実施地域外における運行距離1kmあたり100円

③ 時間延長サービス

◇ご希望に応じて、通常のサービス提供時間を超えて、利用者をお預かりすることができます。

【延長可能時間帯】

通常のサービス提供時間前 8:00～9:20の範囲内

通常のサービス提供時間後 16:30～19:00の範囲内

◇利用料金：延長時間の合計が50分以内無料

延長時間の合計が50分を超えるとき30分あたり250円

朝食・夕食をご希望の場合・・・朝食445円・夕食500円

④ クラブ活動

◇利用者の希望により、手工芸や生け花等のクラブ活動に参加していただくことができます。

◇利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤ 複写物の交付

◇利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を

必要とする場合には実費をご負担いただきます。

◇利用料金：1枚につき50円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

◇日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用は、実費を負担いただきます。

⑦ おむつ等の交換

◇利用者の希望、又は必要に応じておむつ等の交換を行います。事業所で用意したおむつ等を使用する場合には、次の料金をご負担いただきます。

◇利用料金（1枚あたり）

・紙おむつ・リハビリパンツ 150円

・尿取りパット 50円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヵ月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、翌月25日にご指定のゆうちょ銀行口座から引き落としいたします。（取り扱いはゆうちょ銀行のみです。）

◇請求書（口座振替明細書）は、翌月10日頃に発行いたします。

◇残高不足等で引き落としができなかった場合は、翌々月5日に再度引き落としいたします。

◇引き落とし日が土曜、日曜、祝日にあたる場合は、翌日の取り扱いとなります。

※ゆうちょ銀行からの引き落としをご利用になれない場合は、翌月末日までに、事業所窓口にて現金でお支払い下さい。

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

【取消料】

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 非常災害対策について

当事業所では消防法の規定に基づく消防計画を立て、以下のとおり火災・地震・その他の災害に備えています。また非常災害の際には、適切な避難誘導及び安全確保を行います。

- ① 防火管理者・火元責任者の配置
- ② 定期的な防災訓練の実施
- ③ 定期的な消防設備の点検

7. 虐待の防止について

(1) 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、以下の措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定
 責任者 事業所長 福島 直美
- ② 虐待を防止するための職員研修の実施（年2回）
- ③ 虐待等に対する相談窓口の設置
- ④ その他虐待防止のために必要な措置

(2) 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 緊急時及び事故発生時の対応について

(1) 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状等に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(2) 事故発生時の対応

利用者に対する通所介護・第1号通所事業の各サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する通所介護・第1号通所事業の各サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 谷澤 保
 - 受付時間 8：00～17：30
- また、苦情受付ボックスを受付窓口に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

古河市高齢介護課	所在地：茨城県古河市駒羽根1501 TEL：0280-92-4921 FAX：0280-92-5594
結城市介護福祉課	所在地：茨城県結城市中央町2-3 TEL：0296-45-6672 FAX：0296-20-8767
八千代町長寿支援課	所在地：茨城県結城郡八千代町菅谷1170 TEL：0296-49-6313 FAX：0296-48-1180
境町介護福祉課	所在地：茨城県猿島郡境町391-1 TEL：0280-81-1323 FAX：0280-86-7521
茨城県国民健康保険団体連合会	所在地：茨城県水戸市笠原町978-26 TEL：029-301-1550 FAX：029-301-1575
茨城県社会福祉協議会	所在地：茨城県水戸市千波町1918 TEL：029-241-1133 FAX：029-241-1434

・ 10. 第三者による評価の実施状況について

a. あり 実 施 日： 年 月 日

評価機関名称：

結果の開示： 1.あり 2.なし

(b.) なし

令和 年 月 日

通所介護・第1号通所事業の各サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンターみどりの丘

事業所長 福島直美 (印)

担当者 (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、通所介護・第1号通所事業の各サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 (印)

代理人 住所

氏名 (印)

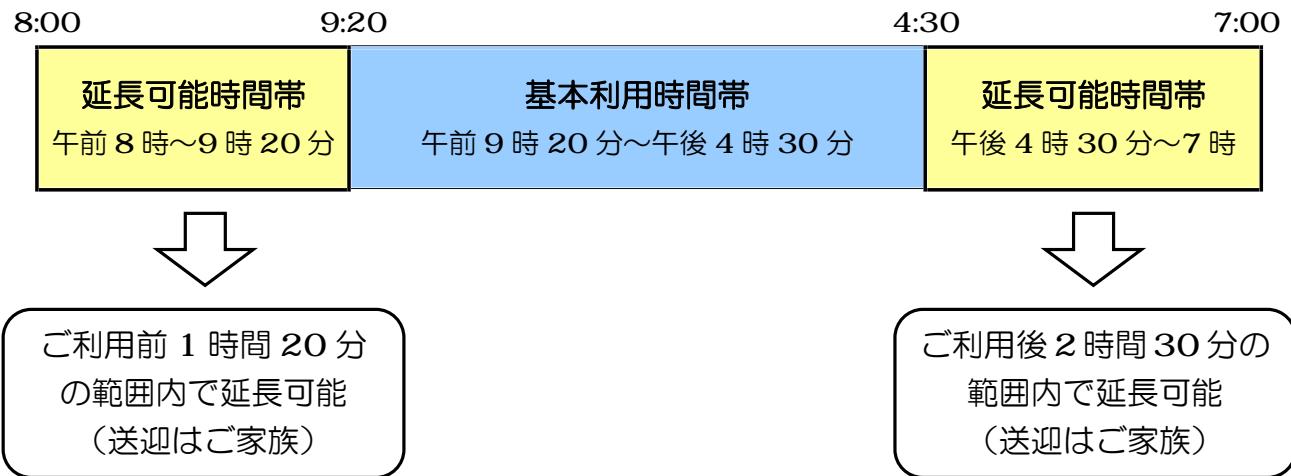
利用者との続柄

R7.4 古河市

ディサービスセンター みどりの丘

ご利用時間延長サービスのご案内

みどりの丘では、ご希望に応じてディサービスのご利用時間を延長することができます。ご家族のご予定やお仕事の都合にあわせて、有効にご活用ください。



☆ご利用時間を延長したときの送迎は、ご家族にてお願ひいたします。ご家族が送迎できない場合には、事前にご相談ください。

☆ご利用前とご利用後をあわせると、最長3時間50分の延長が可能です。例えばご利用前に延長1時間、ご利用後に延長1時間、あわせて延長2時間という使い方もできます。

☆午前8時より早くから、または午後7時より遅くまでの延長をご希望の場合、可能な限り対応いたしますのでご相談ください。なお、ご希望の時間帯によっては対応できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

延長料金

延長時間の合計が50分まで無料

それ以降30分ごとに250円

※朝食・夕食の提供も可能です。(朝食445円・夕食500円)

お申し込み・お問い合わせは、ディサービスセンターみどりの丘まで
電話 0280-75-0550